

仕 様 書

1 事業名

海外許諾マニュアル作成（「海外リーガル調査事業」）

2 事業目的

輸出拡大と育成者権強化に向け、果実類等の農産物の輸出と海外におけるライセンス生産を組み合わせたグローバルな通年供給体制の構築や、無断栽培防止とロイヤリティ確保のビジネスモデル、ブランド戦略とライセンス戦略の検討・樹立等を実現するために、育成者権管理機関支援事業のうち「4. 海外リーガル調査事業」を推進する。

本事業では、都道府県等を対象に、育成者権の海外への許諾の際の契約締結（ライセンス契約）業務の参考となるマニュアルを作成する。

3 事業内容

都道府県等を対象に、育成者権の海外への許諾の際の契約締結（ライセンス契約）業務の参考となるマニュアルを作成する。

対象国は米国及びEUとし、また、対象品目は果樹、イチゴを主とする。

契約書のひな型等を収集し、契約書の条文の解説、許諾交渉の手続きフロー、許諾契約交渉において留意すべき点等をまとめる。

4 応募要件

次の（1）から（3）までの全ての条件を満たすことのできる、単独ないし複数で受託を希望する企業等とする。

（1）当該請負事業の内容について、事業実績を有し、かつ、事業の遂行に必要な組織、人員等を有していること。

（2）当該請負事業を円滑に遂行するために必要な管理能力を有し、かつ適切な経理処理が可能な体制を有していること。

（3）発注者が事業を推進する上で必要とする措置を、適切に遂行できる体制を有していること。

5 事業期間

契約締結日～令和6年3月15日（金）

6 予算額

300万円以内

7 事業の報告

（1）中間報告

請負者は、令和5年11月末を目途に中間報告を行うこと。

なお、業務内容が育成者権を含む知的財産権といった育成者権者の機微に触れる情報を扱うことから、中間報告までに、公表可能な情報と公表困難な情報の整理ができていることが望ましい。

(2) 最終報告

請負者は、次の(1)及び(2)を事業実施期間終了日までに担当職員に提出すること。

ア. 事業実施報告書（電磁的記録媒体） 1枚

イ. 事業実施報告書（紙媒体） 3部

※ 電磁的記録媒体については、ウイルスチェックを行った上で納入することとし、ウイルスチェックに関する情報（ウイルス対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日等）を記載したラベルを貼ること。

8 事業実施報告書等の提出先

東京都千代田区内幸町1-2-1 日土地内幸町ビル2階
公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会

9 その他

(1) 請負者は、提案書のとおり事業を実施すること。

(2) 請負者は、契約締結後、速やかに、実施スケジュール及び実施体制を提出すること。

(3) 請負者は、担当職員の求めに応じて途中経過を報告すること。

(4) 本事業の実施に当たっては、日本国及び事業実施国の法令を遵守すること。

(5) 事業の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な作業等が生じ、又は業務の内容を変更する必要があるときは、農研機構及びJATAFFと協議を行うこと。